

令和5年度 冬のe-ラーニングは 下記の2つの事柄について研修します。

① 「コンプライアンスに関する研修」

② 「消費者事故に関する研修」

まず **令和5年度コンプライアンス推進テーマ** から

- ① 「児童生徒への性暴力等の根絶」
- ② 「不適切な指導・体罰の根絶徹底を目指して」
- ③ 「職場のハラスメント行為の根絶」

を取り上げます。

研修を通して一人一人が「**自分事**」として捉え
職場全体での「**声かけ**」を行い
不祥事根絶につながる 日々の取組をお願いします。

あなたの行動を「**誰かが見えています**」



全国の不祥事案より

下記の事例のように、児童生徒の性被害は後を絶ちません。
性暴力は絶対に許されない行為であることを、改めて認識してください。

①	SNSで知り合った少女に、わいせつな画像を送らせた上、現金を渡して淫らな行為をしたとして、 児童買春・児童ポルノ禁止法違反 容疑で、高校教諭を 逮捕 。
②	勤務先の学校で女子生徒のスカート内を盗撮しようとしたとして、 県迷惑行為防止条例違反 の疑いで、中学校教諭を 逮捕 。
③	勤務先の学校で教え子の裸の画像を所持したなどとして、 児童買春・児童ポルノ禁止法違反 容疑で、中学校校長を 逮捕 。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」について

刑法の改正等に伴い **「児童生徒性暴力等の定義」**が改訂されました (R5年7月13日)
(※改訂部分を赤字で示しています)

- ① **児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること**
 - ・ **不同意性交等罪** (旧強制性交等罪)
- ② **児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること**
 - ・ **不同意わいせつ罪** (旧強制わいせつ罪)
- ③ **児童ポルノ法違反**
 - ・ **16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求、面会、性的な姿態を撮影した映像の要求**
 - ・ **児童生徒等に係る性的姿態等の撮影、性的影像記録の提供等及び当該行為をする目的での保管、性的姿態等影像の送信及び記録**
- ④ **痴漢行為又は盗撮行為**
- ⑤ **児童生徒等に対する悪質なセクハラ**

「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪(改正)」について

以下の1又は2によって

性交等をした場合	⇒ 不同意性交等罪	【5年以上の有期懲役】
わいせつな行為をした場合	⇒ 不同意わいせつ罪	【6月以上10年以下の懲役】

1 同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること

- ⑤ 同意しない意思を形成、表明 又は 全うするいとまの不存在 … 例：不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 … 例：フリーズ
- ⑧ 経済又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
例：教師と生徒などの立場ゆえの影響力によって、不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じること



「16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）」について

1 6歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合（※）**面会要求等の罪が成立**。

（※）相手が13歳以上で16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 **わいせつ目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること**

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① **威迫、偽計 または 誘惑**
例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② **拒まれたのに反復**
例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ **利益供与 又は その申込みや約束**
例：金銭や物を与える、その約束をする

2 **1の結果、わいせつ目的で会うこと**

【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 **性的な画像を撮影して送信することを要求すること**

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】



教職員として絶対しない、子どもにもさせない 撮影罪・提供罪等について

◆ **撮影罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

人の性的な部位・下着（性的姿態等）を

- ・ 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
- ・ 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為
- ・ 「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為

※撮影される人が16歳未満の子どもの場合は、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず成立します。

◆ **提供罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ・ 上記のようにして撮影された写真・動画を人に提供する行為

◆ **保管罪** 【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- ・ 「性的影像記録」を提供の目的で保管する行為

◆ **送信罪** 【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- ・ 「性的姿態等」の影像を、不特定・多数の者に送信する行為

◆ **記録罪** 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ・ 送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものと知りながら記録する行為



「文部科学大臣メッセージ」

子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために

～全国の学校関係者の皆様へ～



子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために
～全国の学校関係者の皆様へ～
—文部科学大臣メッセージ—

全国の教育職員等の皆様におかれては、日々子供たち、保護者、地域住民の皆様との信頼関係を築きながら子供たちの指導にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

一方で、ごく一部ではありますが、教師という立場を悪用して子供たちに対して「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている事実が発生していることは言語道断であり、そのことにより、子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、子供たちの成長を真に願いながら指導されている大多数の教育職員等の皆様に対する社会からの信頼が毀損されるような事態が生じていることについて、誠に遺憾に思っています。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対応のための取組が国、自治体、学校等において進められてきましたが、いまだ教育職員等による許しがたい児童生徒性暴力等が発生していることを踏まえ、各学校設置者及び任命権者におかれては、子供たちを性暴力等から守り抜くため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命(いのち)の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

文部科学者においても、児童生徒等を一部の悪意ある教育職員等による性暴力等の犠牲者となさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。

令和5年10月20日
文部科学大臣 盛山正仁

子供たちを性暴力等から守りぬくため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命(いのち)の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

本年度からすべての学校で「生命(いのち)の安全教育」が始まっています

「生命の安全教育」の目標

性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするために、
生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、
また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、
生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等
を発達段階に応じて身につける。

子供たちや社会へ発信する 4つのメッセージ

- ① 生命の尊さや素晴らしさ
- ② 自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)
- ③ 相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)
- ④ 一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)

令和5年度から

子どもを性犯罪・性暴力の当事者にならない



生命(いのち)の安全教育

が始まります

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。令和2年6月に政府で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」、また、令和3年4月施行「徳島県犯罪被害者等支援条例」を踏まえ、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、また、その背景にある性差別意識の解消を図るために、すべての学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することになりました。

生命(いのち)の安全教育 概要

対象

幼児(就学前教育・保育)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学等
※特別支援学校(学級)では、児童生徒等の特性及び発達段階を踏まえ実施。

実施方法

児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえて、文部科学省作成の教材・指導の手引きを活用し実施。このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組を実施することも可能。

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけのだいせつところ。



小学生(低・中学年)向け教材例

心の距離感

どんなに仲のよい相手でも、
いつも自分と同じ気持ちではない
ということを認め合ひましょう。



小学生(高学年)向け教材例

もし、プライベートゾーンを
ほかの人が触れたりさわったりして
きたらどんなきもちがするかな？



中学生向け教材例

性暴力を断ち切るようにするために

性暴力を断ち切るようにするために
自分自身を守るために必要なことを
学びましょう。



小学生(高学年)向け教材例

SNSを使うときに気をつけること



高校生(志願前年)-大学生 一般向け教材例

性暴力を断ち切るようにするために

性暴力を断ち切るようにするために
自分自身を守るために必要なことを
学びましょう。



実施にあたって

- ・生命(いのち)の安全教育は、教科横断的に実施することが可能です。人権学習として行う場合は、個別人権課題「犯罪被害者等」と関連付け、人権教育年間計画にも記載してください。
- ・養護教諭や外部専門機関、外部講師とも連携し、効果的な学習を計画してください。
- ・特別支援学校(学級)では、小・中学生向け教材を活用するなど、児童生徒の実態に応じて個別指導を行ってください。

生命(いのち)の安全教育 動画教材より一部を紹介

幼児向け教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

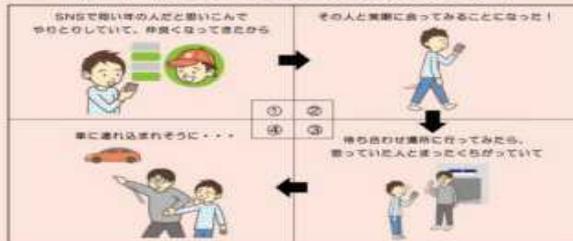
どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。 	<p>こんな思い込みをいませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手を罰するための手段、強制的にやるべき愛情表現 愛があれば暴力は許される 男は強かなほうがいいのは常識だし、女は弱いな 	<p>親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分がいやだと思ったことはいやと伝える 相手がいやがることはしない 	

小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしい人なのかな？



高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を送ったり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで、返信できるときに相談しよう

不適切な指導について

下記は、文部科学省「生徒指導提要」（2022年改訂版）に示されている
児童生徒への「不適切な指導」の具体例です。

身近に同様のことはないでしょうか。
教科指導や部活指導等、具体的な場面について同僚と話し合ってみてください。

①	大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動による指導。
②	児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なままの思い込みによる指導。
③	組織的な対応を全く考慮せず、独断による指導。
④	殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、個人の尊厳やプライバシーを損なう指導。
⑤	児童生徒が、著しく不安感や威圧感を感じる場所での指導。
⑥	他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導。
⑦	指導後に教室で一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない指導。

懲戒と体罰、不適切な指導について

たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、**児童生徒を精神的に追い詰める**ことにつながりかねません。

教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、**児童生徒が圧力と感ずる場合もある**ことを考慮しなければなりません。

そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、**指導後のフォロー**を行うことが大切です。

加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、**いかなる児童生徒に対しても決して許されない**ことに留意する必要があります。

懲戒と体罰の区別について

懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。これらのことを勘案して、懲戒の内容が、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えると判断される場合には、体罰になります。

学校外でも様々な取組が行われています

日本バレーボール協会の取組 『暴力撤廃アクション』 を紹介します！

明らかな暴力と、健全な指導。

その間にある「未暴力」に向き合う。

「未暴力」は何かのきっかけで明らかな暴力に変化してしまう可能性もある状態です。このプロジェクトでは、暴力だけでなく未暴力にも向き合い、未然に防ぐことまで目指していきます。



暴力撤廃アクション

それって、指導ですか？暴力ですか？

「暴力撤廃アクション」は、バレーボールから、体罰・暴力・ハラスメントをなくすプロジェクトです。「指導ですか？暴力ですか？」という問いは、指導者・プレイヤー・保護者・全てのバレーボール関係者が考えるべき問いです。これを軸に具体的なアクションに取り組んでいきます。



ロゴマークに込めた思い

暴力を撤廃するという強い意志を込めたこのロゴマークには、「一人ひとりの気づき!」と具体的なアクション「手を上げる」が必要ということを表現しています。



それって、指導ですか？暴力ですか？

「暴力撤廃アクション」は、バレーボールから、体罰・暴力・ハラスメントをなくすプロジェクトです。「指導ですか？暴力ですか？」という問いは、指導者・プレイヤー・保護者・全てのバレーボール関係者が考えるべき問いです。これを軸に具体的なアクションに取り組んでいきます。

暴力撤廃アクション「#指導ですか暴力ですか」2023新聞広告賞受賞

児童生徒の理解 特性の把握について

下記の例のような児童生徒に対して、あなたはどのように指導しますか。
同僚と話し合ってみてください。

- 他のことに気がとられて集中できない。
- 一つできないと、次に進めない。
- 知っていて当たり前のことや暗黙の了解が分からない。
- 相手の気持ちを考えず、人の気にしていることを平気で言う。
- 音やにおい・味・肌に触れる感覚が過敏で、とても気にする。
- 周りの人が言われたことも、自分に言われたことのように受け取る。



上の例のように、児童生徒の感じ方や捉え方、行動は一人一人違います。
自分とは違う感じ方や捉え方をする児童生徒がいることを認識し、常に意識しておくことが大切です。
特に配慮の必要な児童生徒については、教職員全体で情報共有しておくことも必要です。

あなたの温かい言葉が 児童生徒を勇気づけます

下記は「**先生からの、こんなことに救われました**」という、児童生徒の声です。
あなたの貴重な経験も同僚や仲間と共有し、**学校の共有財産**にしてみませんか。

- 先生方が真剣に向き合って話を聞いてくれた。話すことが「居場所」だった。
- 「一度間違ったら次はできるようになるから、間違っていないんだよ」と言ってくれた。
- テストに○×だけでなく、一言コメントを書いてくれた。
- 親にいろいろ話を聞いて、自分について理解しようとしてくれた。
- 自分の性格や行動を分かってくれた。
- 授業中に理解できなかったことを、放課後に丁寧に説明してくれた。



- 【子どもが予想外の反応を示したときは、以下のことを自分に言い聞かせましょう】
- ・感情的にならず落ち着いて、子どもがどんなことに困っているか考えよう。
 - ・体罰・威圧的な言動は、子どもの心に届かない。



児童生徒を理解し 特性を伸ばすために

徳島県の取組 PBS(ポジティブ行動支援)

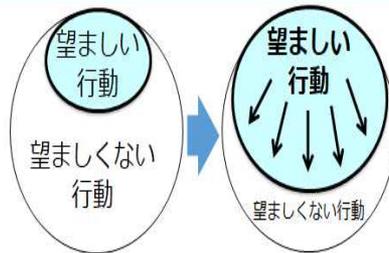
(引用: ポジティブ行動支援実践事例集Ⅲより)

PBSは子どもの社会性と主体性を育むことを目的とし、教師の「こんな子どもに育てほしい」子どもたちの「こんな自分になりたい」という願いを形にするものです。

「学級経営」「学習指導」「特別活動」など、さまざまな場面でポジティブ行動支援の考え方が用いられ県内各地・各学校において成果を上げています。

(徳島県教育振興計画(第3期) 令和4年度 県内全ての園、小・中学校100%実施)

ポジティブ行動支援(=PBS)って?



望ましい行動を学習することで相対的に望ましくない行動が少なくなる考え方

効果の高い褒め方

褒められることが子どもにとって
「うれしいこと」である必要性
認められる
安心感・信頼感

※子どもたちにとって「よいこと」、「うれしいこと」であったら、また同じ行動をしようと思います。

そのためには
行動の何がよかったのかを具体的に説明することが重要です。

そうすることで適切な行動をとるようになる
「意味」や「メリット」を子どもたちが理解できるようにします。

ポジティブ行動支援では叱らないのか?

叱るとき
・命やけがの危険があるとき
・人としてはいけなかったことをしたとき
など

どこがいけなかったのか
次どうすればいいのかを
あわせて説明する事が大切

称賛と叱責の比率は5:1がよいといわれています。

ポジティブ行動支援を続けると

スタート!

望ましい言動や行動を見つけ、しっかり褒める。(認める。) 正しい行動を教える。

指導の仕方がわかる。
もっといいところを見つけようとする。

プラスの
サイクル
子どもは自分に自信がもてる。
どうすればいいかわかる。

前向きで、
意欲的になる。

自己肯定感UP

達成感UP

ポジティブ行動支援においては、行動の理由を明らかにして、その理由に基づいた支援計画を立てることが目指されますが、その過程におけるアセスメントや適用される様々な技法は応用行動分析学に基づくものです。

(日本ポジティブ行動支援ネットワークHPより一部抜粋)

(中段:徳島県立総合教育センターHP特別支援まなびの広場「ポジティブ行動支援」研究資料・教材例より一部抜粋)

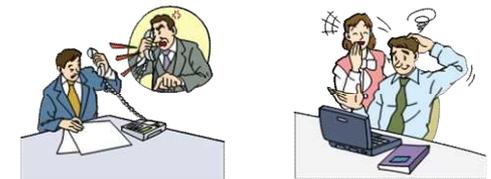
<https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/3ccf8abe555bf918ea912652b4aaa547/kennsyu>

職場におけるパワーハラスメントについて

パワハラは、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して等の関係において、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

以下の3問で「リスクの芽」のチェックをお願いします。

①	地位の差や、技能の差に乗じて、同じ職場の教職員に対し、乱暴な言葉遣いや気分を害するようなイヤミを言ったり、馬鹿にするような態度を取ったことはありませんか？
②	特定の教職員に対して、無視する態度を取ったり、多くの人の前で大きな声で批判したり、過重な業務を与えた、あるいは過小な業務しか与えなかったことはありませんか？
③	相手の言い分に耳を傾けず、尋問口調で問いつめたり、報告や提案に対してその不備な部分だけをあげつらうなどして、相手の人格を傷つけたことはありませんか？



職場におけるパワーハラスメント6類型

代表的な言動の6つの類型

該当すると考えられる例

① 身体的な攻撃

暴行・傷害



- ・ 殴打、足蹴りを行う。
- ・ 相手に物を投げつける。



② 精神的な攻撃

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

- ・ 人格を否定するような言動を行う。
- ・ 必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。

③ 人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視

- ・ 集団で1人を無視し、職場で孤立させる。



④ 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強要・仕事の妨害



- ・ 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業務目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。

⑤ 過小な要求

業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

- ・ 気に入らない者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。



⑥ 個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること



- ・ 性的指向・性自認や病歴等の個人情報について、本人の了解を得ずに他に暴露する。

ハラスメント防止のためにできること

＜ハラスメントを予防するために取り組むこと＞

- ❑ お互いの人格を尊重し合う
- ❑ ハラスメントの問題に関心を持ち
研修等の機会を積極的に活用する
- ❑ ハラスメントを見聞きした際、自分事と考え
見て見ぬふりをしない

＜ハラスメントを受けたときの対処方法＞

- どんなことをされたのか記録する
- 周囲に相談する
- 職場のハラスメント相談員や上司に相談する
- 外部の相談窓口相談する

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

compliancesuishinshitsu@pref.tokushima.jp

※各市町村立小学校・中学校・高等学校については、
各市町村教育委員会までご連絡ください。

12月は

「職場のハラスメント撲滅月間」です



不祥事が与える影響について

○ **児童生徒を教え導く職としての責任**

信頼して指導を受けてきた児童生徒を裏切り、心に深い傷を残し、今後の成長に多大な悪影響を与えます。

○ **教職員全体の信用失墜**

懸命に日々の教育活動に取り組んでいる教職員全体の信用を、一瞬にして失わせることとなります。

○ **身分上の責任**

地方公務員法に基づき、免職・停職・減給及び戒告の懲戒処分が行われます。

○ **刑事上の責任**

刑罰規定により、懲役刑や罰金刑などが科せられます。

○ **民事上の責任**

被害者に対し、治療費や慰謝料などの賠償責任が生じます。

○ **教員免許の失効**

懲戒免職の処分を受けた場合及び禁固刑以上の刑に処せられた場合、教員免許状は失効し、返納しなければなりません。



不祥事を与える影響について

○ 給与・医療・年金面での影響

- ・懲戒処分を受けた場合、給料や期末勤勉手当、また、昇給や退職手当のすべてに影響します。
- ・懲戒免職により、公立学校共済組合員の資格を喪失し、当該組合の保険証では家族（被扶養者）を含め、医療機関で受診できなくなります。
- ・懲戒処分により、年金額（共済年金）は、本来受け取る額より減少します。

◇参考◇ **懲戒処分が給与にもたらす影響**（「教職員の不祥事根絶を目指して」H22.3 熊本県教育委員会作成 より）
次に示す数値は、定年まで懲戒処分を受けることなく働いた場合との差額で、あくまで当時の熊本県の県立学校教諭におけるモデル例です。（実際には採用時の年齢・前歴や昇給・昇任などの経過により、個々人で影響額は異なります。）

★採用13年目(35歳)の9月1日に懲戒処分を受けた場合

戒告	約 100万円
減給1/10×3月	約 195万円
停職6月	約 490万円
免職	約 2億745万円(退職手当含む)

★採用23年目(45歳)の9月1日に懲戒処分を受けた場合

戒告	約 55万円
減給1/10×3月	約 100万円
停職6月	約 470万円
免職	約 1億4,330万円(退職手当含む)

Page 21/21 お疲れ様でした。以上で コンプライアンスに関する研修は終わりです。



令和5年度 「コンプライアンス推進に関するフレーズ・標語」 優秀作品

※応募総数854 たくさんのご応募いただきありがとうございました。



教育長賞	「これぐらい」信頼なくす ひきがねに	美馬市立 江原中学校	真鍋 友介 教諭
副教育長賞	まあいいや コンプラ違反の 赤信号	小松島西高等学校 勝浦校	岡部 昌彦 副校長
教育次長賞	ヘルメット 大人が見本を 示します	阿波市立 伊沢小学校	近藤 恭弘 教頭
教育次長賞	それアウト！ 勇気をもって 声に出す	海陽町立 海南小学校	増矢 彩花 養護助教諭

今後も、各所属において「信頼される学校・教職員」をめざし、
教職員による不祥事の根絶のために

「自分事」「声かけ」「誰かが見ている」

をキーワードとした取組をお願いします。



続いて、「消費者事故に関する研修」があります。

② 「消費者事故に関する研修」

その後、「e-ラーニング研修アンケート」及び
「コンプライアンス推進に関するアンケート」にお答えください。

消費者安全法に基づく通知制度について

徳島県危機管理環境部 消費者暮らし安全局 消費者政策課 作成

〈通知制度の趣旨〉

- ・ 消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立のため、都道府県知事に対し、消費者事故等が発生した場合の通知を義務付けるもの。

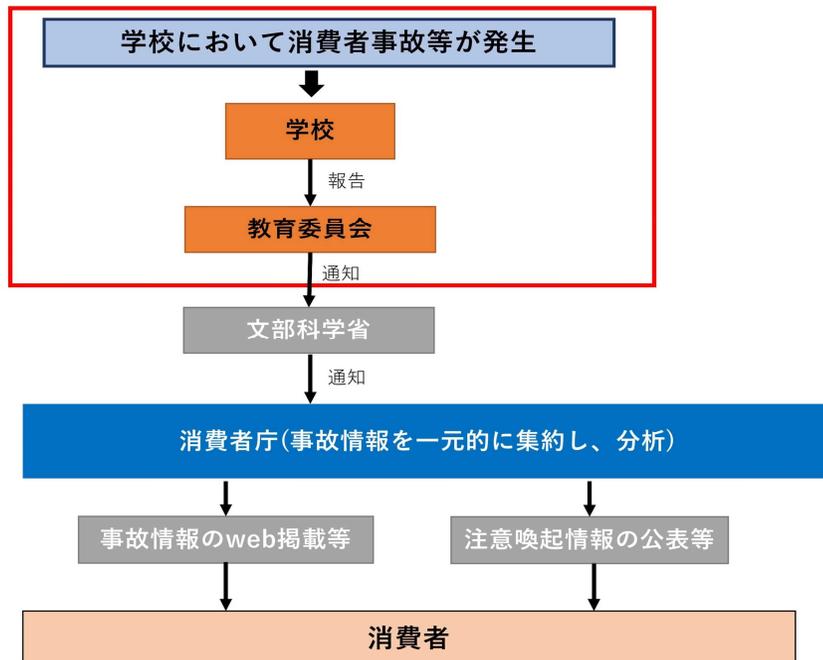
〈通知の対象となる消費者事故等〉

・ 事故

→ 消費者による商品、施設、役務等の使用により、死亡、負傷、疾病、一酸化炭素中毒が発生

・ 事態(おそれ事案)

→ 実際に事故が発生していないが、被害が発生させるおそれのある危険な事態や異常な事態（破損、故障、膨張、発熱、異常音等）が発生している場合



学校における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約した上で、消費者庁に通知する仕組み

消費者事故等が発生した場合は、直ちに県教育委員会へ報告してください。
※市町村立学校においては所管の教育委員会から県教育委員会へ報告をお願いします。

- 消費者による商品・製品・施設・役務（サービス）の使用又は利用において次の事案が該当
 - **消費者の生命・身体について一定程度の被害が発生したもの**
 - ・死亡
 - ・治療に1日以上かかる負傷、疾病
 - ・一酸化炭素中毒
- **消費安全性を欠く商品又は役務等の消費者による使用等が行われた事態であって、上記のような被害が発生するおそれのあるもの**

※ 当該事故に係る商品等又は役務等の消費者による使用等が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものは除かれる

例 消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことにより生じた事故

→ 「消費安全性」とは：商品や役務が消費者により使用等される時点において、社会通念上
有すべき安全性（絶対的な安全性をいうものではないことに留意）

※ 「治療に1日以上かかる負傷、疾病」から除かれるもの

→ 通常医療施設における治療の必要がない程度（例：ばんそうこうを貼れば足りる）のもの

→ 医療施設において診察・検査を行ったが、特に治療を要しないと判断されたもの

※ 「**被害が発生するおそれ**」とは

→ 商品等・役務が安全基準に適合しない事態、物品・施設等に破損、故障、汚染等の異常が生じた
事態など（消費者安全法施行令第2条参照）

→ およそ消費者の使用等が行われていない事態である場合は該当しない

■ 消費者事故等のうち、被害が重大なもの

- ・ 死亡
- ・ 治療に30日以上かかる負傷、疾病
- ・ 内閣府令で定める程度の身体障害が残る負傷、疾病
- ・ 一酸化炭素中毒

■ 重大な消費者事故等が発生するおそれのあるもの

- ・ 製品、役務の使用等における火災、窒息等の発生

※ 30日以上を負傷、疾病とは

- 基本的には医療機関の判断を尊重
- 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は通知（実際に30日経過する必要はない）
- 通知後、消費者庁から治療期間の確認のため、診断書・領収書等の写しを確認することがある。

※ 内閣府令で定める程度の身体障害とは（消費者安全法施行規則第4条）

- 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの など

※ 重大な消費者事故等が発生するおそれとは（消費者安全法施行令第5条）

- 安全基準に適合しない上に、商品等に重大な異常が生じたこと
- 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと など

⇒ **重大事故等が発生した場合は直ちに教育委員会へ報告してください**

No.	公表内容	No.	公表内容
1	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】	11	小学校の理科室でアルコールランプが転倒し、生徒3名が負傷。
2	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】	12	高校の体育館の照明器具が落下。
3	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】	13	スタジアムにおいて、スポーツライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
4	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】	14	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
5	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間で児童の頭部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】	15	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
6	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】	16	使用中のシュレッダーから発煙。
7	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】	17	健康食品を摂取したところ、湿疹が出た。
8	高校の体育の砲丸投げの授業中に、生徒が投げた包含が計測中の生徒に当たり負傷。	18	壁掛け扇風機の首が折れ、コードでぶら下がった状態になった。
9	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】	19	ノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を燃焼する火災が発生。【重大事故等】
10	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】	20	ノートパソコンの電源を入れたところ、内蔵バッテリーが膨張し、本体も膨れた。